

○裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

(昭和二十七年十二月二十五日)

(最高裁判所規則第三十一号)

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則を次のように定める。

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

(平一〇最裁規一・平二一最裁規七・改称)

(期末手当)

第一条 裁判官であつて六月一日及び十二月一日(以下この条から第三条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ基準日から当該基準日の属する月の末日までの間において最高裁判所が定める日(次条及び第三条においてこれらの日を「支給日」という。)に期末手当を支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した裁判官(最高裁判所が定める者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあつては、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百五十五を乗じて得た額に、判事及び裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号。以下「報酬法」という。)第十五条に定める報酬月額 of 報酬又は報酬法第二条に定める一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額に、同条に定める一号から四号までの報酬を受ける判事補及び同条に定める五号から九号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額に、同条に定める五号から十二号までの報酬を受ける判事補及び同条に定める十号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した裁判官にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において裁判官が受けるべき報酬及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、報酬月額並び

にこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に別表第一の上欄に掲げる裁判官の区分に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(別表第二の上欄に掲げる裁判官にあつては、その額に報酬月額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。

(昭二八最裁規二六・昭三〇最裁規一二・昭三一最裁規一五・昭三二最裁規九・昭三二最裁規一五・昭三二最裁規一九・昭三三最裁規一〇・昭三四最裁規五・昭三五最裁規八・昭三五最裁規一九・昭三六最裁規一一・昭三八最裁規二・昭三八最裁規一〇・昭三九最裁規一一・昭四〇最裁規一六・昭四二最裁規一七・昭四三最裁規一一・昭四四最裁規一二・昭四五最裁規一〇・昭四六最裁規一四・昭四九最裁規九・昭五一最裁規七・昭五三最裁規六・昭五八最裁規五・平元最裁規四・平二最裁規八・平三最裁規七・平五最裁規六・平六最裁規一一・平九最裁規三・平一〇最裁規一・平一一最裁規七・平一二最裁規一四・平一三最裁規九・平一四最裁規八・平一五最裁規一七・平一七最裁規一三・平一九最裁規一・平二一最裁規七・平二一最裁規一一・平二二最裁規八・一部改正)

第二条 裁判官で次の各号のいずれかに該当するものには、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第三号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 二 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した者で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(平九最裁規三・追加)

第三条 最高裁判所長官は、支給日に期末手当を支給することとされていた裁判官で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、裁判官の職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、第五項の説明書を受領した日の翌日から起算して六十日を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、最高裁判所長官に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 最高裁判所長官は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 4 前項の規定は、最高裁判所長官が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 最高裁判所長官は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 一時差止処分に対する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てについては、一般の官吏の例による。

(平九最裁規三・追加)

(勤勉手当)

第四条 裁判官(最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官を除く。以下この条及び附則第六項において同じ。)であつて六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、基準日以前六箇

月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から当該基準日の属する月の末日までの間において最高裁判所が定める日に勤勉手当を支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した裁判官(最高裁判所が定める者を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、最高裁判所が一般の官吏の例に準じて定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した裁判官にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において裁判官が受けるべき報酬月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、その額に別表第三の上欄に掲げる裁判官の区分に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(別表第四の上欄に掲げる裁判官にあつては、その額に報酬月額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。
- 4 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二条中「前条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第四条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する最高裁判所が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(昭二八最裁規二六・昭三八最裁規二・昭三八最裁規一〇・昭三九最裁規一一・昭四〇最裁規一六・昭四一最裁規一三・昭四三最裁規一一・昭四六最裁規一四・昭四八最裁規七・昭五八最裁規五・平二最裁規八・一部改正、平九最裁規三・旧第二条線下・一部改正、平一〇最裁規一・平一七最裁規一三・平一九最裁規一・平二一最裁規七・平二四最裁規五・一部改正)

(補則)

第五条 期末手当及び勤勉手当の支給に関しては、この規則に定めるもののほか、一般の官吏の例による。

(平九最裁規三・旧第三条線下、平一〇最裁規一・旧第五条線下・一部改正、平二一最裁規七・旧第六条線下・一部改正)

附 則 抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 3 裁判官に対する年末手当の支給に関する規則(昭和二十五年最高裁判所規則第三十三号)は、廃止する。
- 4 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第一条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十、」とあるのは「百分の百四十五、」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十」と、「百分の百四十、」

とあるのは「百分の百二十五、」とする。

(平二一最裁規七・追加)

- 5 平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(次項において「特例期間」という。)においては、裁判官に対する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、当該裁判官が受けるべき期末手当の額に百分の九・七七(報酬法第十六条第一項第一号から第三号までに掲げる裁判官にあつては、当該各号に掲げる裁判官の区分に応じ当該各号に定める割合)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(平二四最裁規五・追加)

- 6 特例期間においては、裁判官に対する勤勉手当の支給に当たっては、勤勉手当の額から、当該裁判官が受けるべき勤勉手当の額に百分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(平二四最裁規五・追加)

- 7 前二項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平二四最裁規五・追加)

附 則 (昭和二八年一二月一四日最高裁判所規則第二六号) 抄

- 1 この規則は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三四年四月一三日最高裁判所規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年二月二八日最高裁判所規則第二号) 抄

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十二月十五日から適用する。

附 則 (昭和三八年一二月二〇日最高裁判所規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十二月十四日から適用する。

附 則 (昭和三九年一二月一七日最高裁判所規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。

附 則 (昭和四〇年一二月二七日最高裁判所規則第一六号) 抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三項及び附則第四項の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、昭和四十年十二月十五日から適用する。

附 則（昭和四一年一二月二一日最高裁判所規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

附 則（昭和四二年一二月二二日最高裁判所規則第一七号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則（昭和四三年一二月二一日最高裁判所規則第一一号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四五年一二月一七日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

附 則（昭和四六年一二月一五日最高裁判所規則第一四号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。

附 則（昭和四八年三月三日最高裁判所規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年二月一日から適用する。

附 則（昭和四八年九月二六日最高裁判所規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和四九年一二月二三日最高裁判所規則第九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、昭和四十九年十二月一日から適用する。
- 2 裁判官が昭和四十九年十二月一日以後の分として支給を受けた期末手当は、この規則による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（昭和五三年一〇月二一日最高裁判所規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年十一月二九日最高裁判所規則第五号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年十二月一三日最高裁判所規則第四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成元年六月以後に支給する期末手当について適用する。
- 2 裁判官が平成元年六月に支給を受けた期末手当は、この規則による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成二年十二月二六日最高裁判所規則第八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成二年六月以後に支給する期末手当及び勤勉手当について適用する。
- 2 裁判官が平成二年六月以後に支給を受けた期末手当及び勤勉手当は、この規則による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

附 則 (平成三年十二月二四日最高裁判所規則第七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成三年十二月以後に支給する期末手当について適用する。
- 2 裁判官が平成三年十二月に支給を受けた期末手当は、この規則による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成五年十一月一二日最高裁判所規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年十一月七日最高裁判所規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年六月二五日最高裁判所規則第三号)

この規則は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成九年法律第六十六号)

の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成九年七月一日)

附 則 (平成一〇年一月二二日最高裁判所規則第一号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の裁判官に対する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給に関する規則の規定は、この附則に別段の定めがある場合を除き、平成十年一月一日から適用する。
- 3 この規則(第一条第二項の改正規定中「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分に限る。)による改正後の第一条第二項の規定は、平成九年四月一日から適用する。
- 4 この規則による改正後の第五条第二項(「(その者について当該在職期間中に裁判官分限法(昭和二十二年法律第二百二十七号)第二条の懲戒の裁判が確定した場合においては、その額から、その額に当該裁判が過料の裁判であるときは百分の二十、戒告の裁判であるときは百分の十を乗じて得た額を減じて得た額)」に係る部分に限る。)の規定は、改正後の第五条第一項に規定する基準日が平成十年六月一日以後である期末特別手当について適用する。

(期末手当に関する特例措置)

- 5 平成十年三月に支給する期末手当(最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官に対して支給するものに限る。)に関する改正後の第一条第二項の規定の適用については、附則第三項の規定にかかわらず、改正後の第一条第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の五十」とする。

(期末特別手当に関する特例措置)

- 6 平成十年三月に支給する期末特別手当に関する改正後の第五条第二項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の五十」とする。

附 則 (平成一一年一月三〇日最高裁判所規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成十二年四月一日から、第三条の規定は同年一月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二七日最高裁判所規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月七日最高裁判所規則第九号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官に対する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給に関する規則の規定は、平成十三年四月一日から適用す

る。

附 則 (平成一四年一一月二八日最高裁判所規則第八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条及び附則第四項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(平成十四年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成十四年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の裁判官に対する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)第一条第二項及び第三項並びに第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十四年十二月一日(期末手当等について改正後の規則第一条第一項後段又は第五条第一項後段の規定の適用を受ける裁判官にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年四月一日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される報酬及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与の額の合計額

二 継続在職期間について裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百十三号)による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬月額及び一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める扶養手当の額により算定した場合の報酬及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与の額の合計額

- 3 平成十四年四月一日から基準日までの間において検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるもの(以下この項において「検察官等」という。)であった者から引き続き新たに裁判官となった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ検察官等との権衡を考慮して最高裁判所の定める額を加えるものとする。

(平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置)

- 4 平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する第二条の規定による改正後の裁判官に対する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給に関する規則第一条第二項及び第五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同規則第一条第二項第一号及び第五条第二項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同規則第一条第二項第二号及び第五条第二項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同規則第一条第二項第三号及び第五条第二項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同規則第一条第二項第四号及び第五条第二項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

附 則 (平成一五年一〇月三十一日最高裁判所規則第一七号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。
(平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の裁判官に対する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給に関する規則第一条第二項及び第三項並びに第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(最高裁判所の定める裁判官にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
- 一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに裁判官となった者(同年四月一日に在職していた裁判官で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものを除く。)にあっては、新たに裁判官となった日)において裁判官が受けるべき報酬、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める額を除く。)及び特地勤務手当(一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める手当を含む。)の月額合計額に百分の一・〇七を乗じて得た額に、同年四月から裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第百四十三号。以下この号において「改正法」という。)の施行の日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から改正法の施行の日の前日までの期間において在職しなかった期間、報酬を支給されなかった期間その他の最高裁判所の定める期間がある裁判官にあっては、当該月数から当該期間を考慮して最高裁判所の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- 二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額

に百分の一・〇七を乗じて得た額

- 3 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものであった者から引き続き新たに裁判官となった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものとの権衡を考慮して最高裁判所の定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該最高裁判所の定める額の合計額」とする。

附 則 (平成一七年十一月七日最高裁判所規則第一三号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。
(平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成十七年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の裁判官に対する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給に関する規則第一条第二項及び第三項並びに第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(最高裁判所の定める裁判官にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
- 一 平成十七年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに裁判官となった者(同年四月一日に在職していた裁判官で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものを除く。)にあっては、その新たに裁判官となった日)において裁判官が受けるべき報酬、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当(一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める額を除く。)及び特地勤務手当(一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める手当を含む。)の月額合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十六号。以下この号において「改正法」という。)の施行の日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から改正法の施行の日の前日までの期間において在職しなかった期間、報酬を支給されなかった期間その他の最高裁判所の定める期間がある裁判官にあっては、当該月数から当該期間を考慮して最高裁判所の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- 二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の〇・三六を乗じて得た額
- 3 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間において検察官その他の国家公務員

で最高裁判所の定めるものであった者から引き続き新たに裁判官となった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものとの権衡を考慮して最高裁判所の定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該最高裁判所の定める額の合計額」とする。

附 則 (平成一九年三月二八日最高裁判所規則第一号)
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年五月二九日最高裁判所規則第七号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年十一月三〇日最高裁判所規則第一一号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。
(平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成二十一年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に裁判官以外の者又は裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)第二条に定める十二号の報酬を受ける判事補若しくは同条に定める十七号の報酬を受ける簡易裁判所判事からこれらの裁判官以外の裁判官(以下この項において「改定対象裁判官」という。)となった者(同年四月一日に改定対象裁判官であった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものを除く。)にあっては、その改定対象裁判官となった日)において改定対象裁判官が受けるべき報酬、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める額を除く。)及び特地勤務手当(一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める手当を含む。)の月額合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、同月から裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九十号)の施行の日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から同法の施行の日の前日までの期間において、在職しなかつ

た期間、報酬を支給されなかった期間、改定対象裁判官以外の裁判官であった期間その他の最高裁判所の定める期間がある裁判官にあっては、当該月数から当該期間を考慮して最高裁判所の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成二十一年六月一日において改定対象裁判官であった者(任用の事情を考慮して最高裁判所の定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額

3 平成二十一年四月一日から同年十二月一日までの間において検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものであった者から引き続き新たに裁判官となった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものとの権衡を考慮して最高裁判所の定める額」とする。

附 則 (平成二二年一一月三〇日最高裁判所規則第八号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。
(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に裁判官以外の者又は裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)第二条に定める五号から十二号までの報酬を受ける判事補若しくは同条に定める十号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十六号)附則第二条の規定の適用を受けない裁判官に限る。)からこれらの裁判官以外の裁判官(以下この項において「改定対象裁判官」という。)となった者(同年四月一日に改定対象裁判官であった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものを除く。)にあっては、その改定対象裁判官となった日)において改定対象裁判官が受けるべき報酬、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める額を除く。)及び特地勤務手当(一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める手当を含む。)の月額合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月から裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五十七号)の施行の日の属する月の前月までの月数(同

年四月一日から同法の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、報酬を支給されなかった期間、改定対象裁判官以外の裁判官であった期間その他の最高裁判所の定める期間がある裁判官にあっては、当該月数から当該期間を考慮して最高裁判所の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- 二 平成二十二年六月一日において改定対象裁判官であった者(任用の事情を考慮して最高裁判所の定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額
- 3 平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものであった者から引き続き新たに裁判官となった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものとの権衡を考慮して最高裁判所の定める額」とする。

附 則 (平成二四年三月三〇日最高裁判所規則第五号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
(平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成二十四年六月に支給する期末手当の額は、裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成二十三年四月一日(同月二日から裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四号)の施行の日(以下この号において「施行日」という。)までの間に裁判官以外の者又は裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)第二条に定める三号から十二号までの報酬を受ける判事補若しくは同条に定める八号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十六号)附則第二条の規定の適用を受けない裁判官に限る。)からこれらの裁判官以外の裁判官(以下この項において「改定対象裁判官」という。)となった者(同月一日に改定対象裁判官であった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものを除く。)にあっては、その改定対象裁判官となった日)において改定対象裁判官が受けるべき報酬、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める額を除く。)及び特地勤務手当(一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める手当を含む。)の月額合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しな

かった期間、報酬を支給されなかった期間、改定対象裁判官以外の裁判官であった期間その他の最高裁判所の定める期間がある裁判官にあっては、当該月数から当該期間を考慮して最高裁判所の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成二十三年六月一日において改定対象裁判官であった者(任用の事情を考慮して最高裁判所の定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額並びに同年十二月一日において改定対象裁判官であった者(任用の事情を考慮して最高裁判所の定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額

3 平成二十三年四月一日から平成二十四年六月一日までの間において検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものであった者から引き続き新たに裁判官となった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものとの権衡を考慮して最高裁判所の定める額」とする。

別表第一

(平二最裁規八・追加、平一〇最裁規一・平二一最裁規七・一部改正)

区分	割合
最高裁判所長官 最高裁判所判事 高等裁判所長官 判事 報酬法第二条に定める一号から四号までの報酬を受ける判事補 報酬法第十五条に定める報酬月額報酬又は報酬法第二条に定める一号から九号までの報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の二十
報酬法第二条に定める五号から八号までの報酬を受ける判事補 報酬法第二条に定める十号から十三号までの報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の十五
報酬法第二条に定める九号又は十号の報酬を受ける判事補 報酬法第二条に定める十四号又は十五号の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の十
報酬法第二条に定める十一号又は十二号の報酬を受ける判事補	百分の五

報酬法第二条に定める十六号又は十七号の報酬を受ける簡易裁判所判事	
----------------------------------	--

別表第二

(昭四六最裁規一四・追加、昭四八最裁規二・昭四八最裁規七・一部改正、平二最裁規八・旧別表第一繰下、平一〇最裁規一・平二一最裁規七・一部改正)

区分	割合
最高裁判所長官 最高裁判所判事 高等裁判所長官 判事 報酬法第二条に定める一号又は二号の報酬を受ける判事補 報酬法第十五条に定める報酬月額額の報酬又は報酬法第二条に定める一号から七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の二十五
報酬法第二条に定める三号又は四号の報酬を受ける判事補 報酬法第二条に定める八号又は九号の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の十五

別表第三

(平二最裁規八・追加、平二一最裁規七・一部改正)

区分	割合
判事 報酬法第二条に定める一号から四号までの報酬を受ける判事補 報酬法第十五条に定める報酬月額額の報酬又は報酬法第二条に定める一号から九号までの報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の二十
報酬法第二条に定める五号から八号までの報酬を受ける判事補 報酬法第二条に定める十号から十三号までの報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の十五

報酬法第二条に定める九号又は十号の報酬を受ける判 事補 報酬法第二条に定める十四号又は十五号の報酬を受け る簡易裁判所判事	百分の十
報酬法第二条に定める十一号又は十二号の報酬を受け る判事補 報酬法第二条に定める十六号又は十七号の報酬を受け る簡易裁判所判事	百分の五

別表第四

(昭四六最裁規一四・追加、昭四八最裁規二・一部改正、平二最裁規八・旧別表第
二繰下、平二一最裁規七・一部改正)

区分	割合
判事 報酬法第二条に定める一号又は二号の報酬を受ける判 事補 報酬法第十五条に定める報酬月額報酬又は報酬法第 二条に定める一号から七号までの報酬を受ける簡易裁 判所判事	百分の二十五
報酬法第二条に定める三号又は四号の報酬を受ける判 事補 報酬法第二条に定める八号又は九号の報酬を受ける簡 易裁判所判事	百分の十五